

令和7年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き



償却資産申告書の提出期限は、
1月31日(金)です。

申告期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、**令和7年1月17日(金)**までの申告にご協力ください。

▼▼▼ お知らせ ▼▼▼

- 申告書を郵送される方で受付印を押した控えの返送をご希望される場合は、必ず返信先を記載した封筒に切手を貼付のうえ、同封くださるようお願いいたします。
同封されていない場合には返送できませんので、ご了承ください。
- 尾張旭市公式ホームページもご利用ください。
申告書様式等のダウンロードもできます。
《 <https://www.city.owariasahi.lg.jp/> 》

尾 張 旭 市

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となり、償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日の賦課期日現在所有している償却資産について申告しなければならないこととなっています。

つきましては、この手引きをよくお読みいただき、同封の申告書等に必要事項をご記入のうえ、必ず期限内に提出していただきますようお願いいたします。

《 目 次 》

I	償却資産とは	
1	償却資産とは	1
2	償却資産の種類とその例	1
II	申告に際して	
1	申告していただく方は	2
2	申告する資産とは	2
3	課税標準の特例を受ける償却資産	5
4	非課税となる資産	6
III	提出していただく書類	
1	申告方法	7
2	本人確認資料の提出について	8
3	提出期限	8
4	提出先	8
IV	書き方と計算の仕方	
1	申告書記載例	9
2	種類別明細書記載例（増加資産・全資産申告用）	11
3	種類別明細書記載例（減少資産用）	13
4	評価額の計算方法	15
5	減価残存率表	15
6	価格の決定	16
7	税額の計算方法	16
8	納期	16
V	償却資産の業種別具体例と主な耐用年数	
1	業種別の主な償却資産	17
2	資産種類ごとの主な償却資産	18
3	建物附属設備における家屋との区分表	19
4	国税との主な違い	20

1 償却資産とは

1 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械、工具、器具、備品等の固定資産を償却資産といい、土地、家屋と同じように固定資産税が課されます。

ただし、鉱業権、漁業権、特許権などのような無形固定資産、自動車税や軽自動車税の課税対象となっている自動車などは課税の対象となりません。

なお、「事業のために用いている」とは、会社や個人で事業を行っている方が、その償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合も含まれます。

2 償却資産の種類とその例

種 類		例
1 構 築 物		屋上看板等の広告設備、駐車場舗装、門、塀、庭園及び緑化施設等の外構工事、外灯等
2 機 械 及 び 装 置	(1) 建物附属設備 (償却資産の対象となる場合があります)	電気設備、給排水設備、衛生設備、消火設備 内部造作（店舗内装設備）等 (P19の3 建物附属設備における家屋との区分表をご参照ください)
	(2) 機械及び装置	食品加工設備、土木・建設・印刷機械、駐車場機械装置 その他物品の製造・加工・修理に使用する機械等
3 船 舶		貨物船、はしけ、ボート、釣船、遊覧船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		ブルドーザー、フォークリフト、タイヤローラ等の大型 特殊自動車、台車等（自動車税、軽自動車税が課される 乗用車、トラック等及びこれらに付属する音響設備、 カーナビゲーションシステム等を除く）
6 工具・器具及び 備品		冷蔵庫、テレビ、カラオケ等の音響機器、机、椅子、応 接セット等の家具、エアコン、金庫、計算機・パソコン 等事務用備品等

※ 資産種類ごとの主な償却資産は、P18をご参照ください。

II 申告に際して

1 申告していただく方は

工場や商店などを営んでいたり、駐車場やアパートなどを貸付けているなどの事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告していただくこととなっています。

なお、資産の増加・減少が少ない方、免税点未満（課税標準額の合計が150万円未満）の方も必ず申告書を提出してください。申告書が送られてきた方で償却資産をお持ちでない方も、その旨を備考欄に記入して申告書を提出してください。申告漏れ等が判明した場合、遡って課税することがあります。

また、正当な理由がなく申告をされない場合、遅れて申告された場合、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条、386条の規定により、過料・延滞金の徴収、懲役又は罰金等の不利な取扱いを受けることがあります。

2 申告する資産とは

令和7年1月1日現在事業の用に供することができる資産で、

- (1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

従って、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- エ 償却済み資産（法定耐用年数を経過し、減価償却を終えて帳簿上は残存価額のみ計上されている資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- カ 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）
- キ 借用資産（リース資産）であっても契約の内容が割賦販売（最終的に借主の所有物となる）と同様である資産は借主が申告
- ク 資産の所有者が、他の者に貸付け、その貸付先で事業の用に供されている資産、または、貸付を業としている者が貸付けたすべての資産は所有者（貸主）が申告
- ケ 赤字決算のため、減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産
- コ 道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車（フォークリフト等）

- サ 資本的支出としての改良費等（改良費、修理費等のうちで資本的支出として資産に計上した場合）
- シ 清算中の法人の所有する資産（清算事務に使用、又は他の事業者に貸付けている資産）
- ス 装飾目的にのみ使用されている書画骨董
- セ 観賞用、興行用の生物
- ソ 賃借人（テナント）が施工した内装、造作、建築設備等の資産は賃借人が申告
- タ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

（２）耐用年数が１年以上で、かつ取得価額（１個又は１組当たり）が１０万円以上の資産

詳しくは次のとおりです。

ア 個人の場合

（ⅰ）平成元年３月３１日までに取得の資産

……取得価額が１０万円以上のもの

（ⅱ）平成元年４月１日から平成１０年１２月３１日までに取得の資産

……取得価額が２０万円以上のもの

（ⅲ）平成１１年１月１日以後取得の資産

……取得価額が１０万円以上のもの。ただし、所得税法施行令第１３９条第１項の規定により３年間の一括償却を行う１０万円以上２０万円未満の資産については、申告は不要です。

イ 法人の場合

（ⅰ）平成元年３月３１日までに取得の資産

……取得価額が１０万円以上のもの

（ⅱ）平成１０年３月３１日以前に開始された事業年度に取得の資産

……取得価額が２０万円以上のもの（（ⅰ）の資産を除く）

（ⅲ）平成１０年４月１日以後に開始された事業年度に取得の資産

……取得価額が１０万円以上のもの。ただし、法人税法施行令第１３３条の２第１項の規定により３年間の一括償却を行う２０万円未満の資産については、申告は不要です。

※ 法人の場合は、それぞれに規定している金額未満の資産でも、税務会計上固定資産勘定に資産計上したものについては、申告の対象になります。

ア（iii）、イ（iii）についてまとめると、次のとおりとなります。

取得価額	国税の取扱い		固定資産税の取扱い
10万円未満	個人	必要経費	申告対象外
	法人	損金算入	申告対象外
		減価償却	申告対象
		3年間一括償却	申告対象外
10万円以上 20万円未満	個人	減価償却	申告対象
		3年間一括償却	申告対象外
	法人	減価償却	申告対象
		3年間一括償却	申告対象外
20万円以上	個人	減価償却	申告対象
	法人	減価償却	申告対象

※ 租税特別措置法により、中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の全額を損金算入した場合でも、固定資産税は申告の対象となります。

<参考> リース資産について

平成20年4月1日以降に締結したファイナンスリース取引のうち所有権移転外ファイナンスリースについて、国税では原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が当該資産を申告する必要があります。

ファイナンスリース取引にかかるリース資産について、所有者の取得価額が20万円未満である場合は、償却資産の申告対象外です。

リース契約の種類	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンスリースなど)	申告不要	申告必要
リース期間経過後に無償で譲渡する資産 売買にあたるようなリース資産 (所有権移転ファイナンスリースなど)	申告必要 (自己資産扱い)	申告不要

3 課税標準の特例を受ける償却資産

地方税法第349条の3及び法附則第15条の規定に該当する資産は、負担の軽減を図るため、一定の要件のもとに課税標準の特例が適用されます。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄にその適用条項及び「特例資産」と記載し、関係書類を添付して提出してください。

適用資産別に主なものを例示しますと次のとおりです。

固 定 資 産 の 種 類	課 税 標 準 の 特 例 率
ガス事業法に規定する一般ガス事業者等が新設したガスの製造及び供給の用に供する償却資産のうち政令で定めるもの (法第349条の3第2項)	取得後の5年度分 価格の1／3 その後の5年度分 価格の2／3
信用協同組合、信用金庫等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫 (法第349条の3第23項)	価格の3／5
児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の認可を得た者が、当該事業の用に供する償却資産 (法第349条の3第27項・第28項・第29項) ※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	価格の1／3
水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で、総務省令で定めるもの (法附則第15条第2項第1号) ※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	R 6. 4. 1 から R 8. 3. 31 までに取得 価格の1／2
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設で、総務省令で定めるもの (法附則第15条第2項第4号)	R 6. 4. 1 から R 8. 3. 31 までに取得 価格の1／3
下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で、総務省令で定めるもの (法附則第15条第2項第5号) ※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)	R 6. 4. 1 から R 8. 3. 31 までに取得 価格の4／5
電気自動車で、内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で、政令で定めるもの (法附則第15条第7項)	R 5. 4. 1 から R 7. 3. 31 までに取得 取得後の3年度分 価格の5／6

固 定 資 産 の 種 類	課 税 標 準 の 特 例 率
特定再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）で、総務省令で定めるもの （法附則第15条第25項） ※地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）	R 6. 4. 1 から R 8. 3. 31 までに取得 取得後の3年度分 太陽光（特別措置法の認定を受けたものを除く） （1）発電出力が1,000kw未満のもの 価格の2／3 （2）発電出力が1,000kw以上のもの 価格の3／4 水力 （1）発電出力が10,000kw未満のもの 価格の1／2 （2）発電出力が5,000kw以上のもの 価格の3／4
租税特別措置法に規定する中小事業者又は中小企業者が、中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等で、政令で定めるもの （法附則第15条第44項）	R 5. 4. 1 から R 7. 3. 31 までに取得 取得後の3年度分 価格の1／2 認定先端設備等導入計画に雇用者給与等支給額の増加に係る事項の記載がある場合で、 R 5. 4. 1 から R 6. 3. 31 までに取得 取得後の5年度分 価格の1／3 R 6. 4. 1 から R 7. 3. 31 までに取得 取得後の4年度分 価格の1／3

なお、この課税標準額の特例に関する項は令和6年11月現在のものであり、税法改正により変わることがありますので、ご承知おきください。

4 非課税となる資産

地方税法第348条の規定に該当する資産は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄にその適用条項及び「非課税」と記載し、関係書類を添付して提出してください。

Ⅲ 提出していただく書類

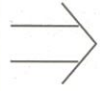
1 申告方法

(1) 前年度申告し、資産の増減がある場合

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した資産を申告してください。

提出書類

増減申告

- 
1. 償却資産申告書〈緑色〉
 2. 種類別明細書（増加資産用）〈緑色〉
 3. 種類別明細書（減少資産用）〈赤色〉

(2) 前年度申告し、資産の増減がない場合

「令和6年度償却資産種類別明細書（納税者用）」の内容を確認し、令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に資産の増減がないときは、償却資産申告書〈緑色〉の18備考の2に○をつけ、必ず申告してください。

提出書類

- 
1. 償却資産申告書〈緑色〉

(3) 新たに申告する場合又は電算処理により全資産申告する場合

令和7年1月1日現在所有している全資産を申告してください。

提出書類

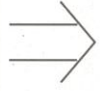
全資産申告

- 
1. 償却資産申告書〈緑色〉
 2. 種類別明細書（全資産用）〈緑色〉

(4) 新たな申告だが、該当資産がない場合

事業の用に供する償却資産を所有していない場合でも、償却資産申告書〈緑色〉の1から18に必要事項を記載し、必ず申告してください。

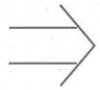
提出書類

- 
1. 償却資産申告書〈緑色〉

(5) 解散、廃業、転出等をした場合

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に、解散、廃業、転出等により市内に事業の用に供することができる償却資産を全て所有しなくなったときは、償却資産申告書〈緑色〉の18備考の4に○をつけ、時期を記載するとともに、種類別明細書（減少資産用）〈赤色〉に「令和6年度償却資産種類別明細書（納税者用）」の内容を転記し、必ず申告してください。

提出書類

- 
1. 償却資産申告書〈緑色〉
 2. 種類別明細書（減少資産用）〈赤色〉

(6)次に該当する資産がある場合

(1)から(5)までの書類に加えて、下記の書類を提出してください。

- ア 短縮耐用年数の承認を受けた資産 ⇒ 国税局長の承認通知書 (写)
イ 増加償却の適用を受ける届出をした資産 ⇒ 税務署長への届出書 (写)

2 本人確認資料の提出について

個人番号を記載した申告書を窓口又は郵送で提出していただく場合は、本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)のため、以下の(1)又は(2)の本人確認資料の写し(コピー)をそれぞれ1種類ずつ申告書と併せてご提出ください。

法人番号を記載された場合、エルタックス(電子申告)による申告の場合は、本人確認資料の添付は不要です。

(1) 本人が申告書を提出する場合(以下の2点)

番号確認資料	個人番号カード(裏面)、通知カード、住民票(個人番号付き)等のいずれか
身元確認資料	個人番号カード(表面)、運転免許証、旅券(パスポート)等のいずれか

(2) 代理人が申告書を提出する場合(以下の3点)

本人の番号確認資料	本人の個人番号カード(裏面)、本人の通知カード、本人の住民票(個人番号付き)等のいずれか
代理人の身元確認資料	代理人の個人番号カード(表面)、代理人の運転免許証、代理人の旅券(パスポート)等のいずれか
代理権確認資料	税務代理権限証書、委任状等

3 提出期限

法定期限は令和7年1月31日(金)ですが、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、1月17日(金)までに提出していただきますようご協力ください。

4 提出先

以下のいずれかの方法で市役所税務課にご提出ください。

◎ 窓 口	
◎ 郵 送	受付後の申告書(控用)の返送を希望されるかたは、返送先を記入し、 <u>切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。</u>
◎ 電子申告 (エルタックス)	利用手続等の詳細は、エルタックスホームページをご覧ください。 エルタックスホームページ： https://www.eltax.lta.go.jp/ エルタックスヘルプデスク：電話 0570-081459 [9:00~17:00 受付(土・日・祝日、年末年始を除く。)] 上記の番号でつながらない場合：03-5521-0019

Ⅳ 書き方と計算の仕方

1 申告書記載例

※用紙は2枚1組(上部→【提出用】・下部→【控用】)で
ノーカーボンとなっています。

事業種目を具体的に記載してください。
また法人にあっては、資本金又は出資等の額を記載してください。

個人の場合は12桁の個人番号、法人の場合は13桁の法人番号を右詰めで記載してください。
※これまでに記載した申告書を提出している場合は、記載不要。

個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記載してください。

この申告について応答される方の係名・氏名及び電話番号を記載してください。

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

同封の「償却資産種類別明細書(納税者用)」に記載の所有者コードを転記してください。
今回初めて申告をする方は、記載不要です。

8～14 各該当する方を○で囲んでください。
・8……④に該当する場合には、国税局長の「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。
・9……④に該当する場合には、税務署長に提出した「増加償却届出書」の写しを添付してください。
・10……④に該当する場合には、関係書類を添付してください。

市内で実際に資産のある所を記載してください。
・事業所等資産の所在地が1か所だけでその所在地が「1住所(又は納税通知書送付先)」と同一の場合には、本欄の記載の必要はありません。

借用資産の有無について該当する方を○で囲み、借用資産がある場合には貸主の住所、氏名等を記載してください。

事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

次のような事項を記載してください。
(1)「耐用年数の短縮承認通知書の写し」「増加償却届出書の写し」等添付した書類の名称
(2)前年中に資産所在地、所有者の住所、氏名又は名称に異動があった場合に異動年月日及び事由等参考となる事項
(3)納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名
(4)その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項
(5)次年度以降、償却資産申告書の送付が不要である事項

個人の場合
所有者の住所・氏名・屋号及び電話番号を記入してください。
法人の場合
本店所在地・名称・代表者氏名及び電話番号を記入してください。
(注)住所・氏名には必ず「ふりがな」を付けてください。

(イ)前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
(注)この欄の合計額は、同封の「償却資産種類別明細書(納税者用)」の取得価額の合計額と同じです。

(ロ)前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
(注)この欄の合計額は、「種類別明細書(減少資産用)」の取得価額の合計額と同じです。

(ハ)前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
(注)この欄の合計額は、「種類別明細書(増加資産用)」の取得価額の合計額と同じです。

(ニ)((イ)-(ロ)+(ハ))によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

申告される内容にあわせて○印をつけてください。

令和 年 月 日

(あて先) 尾張旭市長

令和 7 年度
償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

3 個人番号又は法人番号	4 事業種目 (資本金等の額)	5 事業開始年月	6 この申告に回答する者の係名・氏名	7 税理士等の氏名	8 短縮耐用年数の承認	9 増加償却の届出	10 非課税該当資産	11 課税標準の特例	12 特別償却又は圧縮記載	13 税務会計上の償却方法	14 青色申告
	印刷製本業 (10 百万円)	昭和57年3月	総務課経理係 旭野 次郎 (電話 53-2111)	尾張 三郎 (電話 052-961-0000)	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	定率法・ ☐ 定額法	☒ 有・ ☐ 無

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	15 市区町村内における事業所等資産の所在地
1 構築物	530000	0	0	530000	①
2 機械及び装置	4389389	1562889	3950000	6776500	②
3 船舶	0	0	0	0	③
4 航空機	0	0	0	0	貸主の名称等
5 車両及び運搬具	0	0	0	0	16 借用資産 (有・ ☒ 無)
6 工具、器具及び備品	1550500	200000	1427000	2777500	17 事業所用家屋の所有区分 ☒ 自己所有・ ☐ 借家
7 合計	6469889	1762889	5377000	10084000	18 備考(添付書類等)

資産の種類	評価額(ホ)	決定価格(ヘ)	課税標準額(ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

※印欄は記入する必要はありません。
・受付後の申告書(控用)の返送を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

記載する必要はありません。
(注)ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は記載してください。

該当する項目に○をつけてください。
1. 全資産申告(新規・電算)・資産の増減あり
2. 昨年中の資産の増減なし
3. 該当資産なし
4. 廃業・解散・転出等(年 月)
処理欄 控返送 あり・なし 月 日

2 種類別明細書記載例（増加資産・全資産申告用）

- (1) 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産及び市外の事業所から移動してきた資産又は前年申告もれ資産について記載してください。
- (2) 今回初めて申告する方は、令和7年1月1日現在の全資産を記載してください。

※用紙は2枚1組(上部1枚→【提出用】・下部→【控用】)で
ノーカーボンとなっています。

同封の「償却資産種類別
明細書（納税者用）」に
記載の所有者コードを転
記してください。
今回初めて申告をする方
は、記載不要です。

数字で記載してください。
1. 構築物
2. 機械及び装置
3. 船舶
4. 航空機
5. 車両及び運搬具
6. 工具・器具及び備品

令和 7 年度									
種類別明細書(増加資産・全資産用)									
所有者コード									
所有者名									
株式会社 尾張旭商事									
2枚のうち 1枚目									
行 番 号	資 産 の 種 別	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月	取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	増 加 事 由
					年 号	年 月			
01	2	(	オフセットインサツキ	1	5	6 11	2,550,000	10	0.
02	2	記	セイハンキ	1	5	6 11	1,400,000	10	0.
03	6	載	コピークシャキ	1	5	6 4	405,000	5	0.
04	6	す	コンピュータ	1	5	7 1	1,022,000	5	0.
05		る						0.	
06		必						0.	
07		要						0.	
08		は						0.	
09		あ						0.	
10		り						0.	
11		ま						0.	
12		せ						0.	
13		ん						0.	
14		）						0.	
15								0.	
16								0.	
17								0.	
18								0.	
小 計				4			5,377,000		

注意 資産の名称及び規格等をカタカナ、英字（大文字）、数字で記載してください。（左詰め）
「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

資産の名称及び規格等を
カタカナ、英字(大文字)、
数字で記載してください。
(左詰め)

資産を実際に取得した年月
を記載してください。
(注) 年号は数字で記載し
てください。
1. 明治 4. 平成
2. 大正 5. 令和
3. 昭和
※1月1日取得の場合は、明細書
末列の摘要欄に「1月1日取得」
と記入してください。

資産を取得するために要し
た額（荷造費・運搬費・据
付費等を含む。）を記載し
てください。
(注) 圧縮記帳を行っている
場合は、圧縮記帳を行う前
の額を記載してください。

ページごとに取得価額の合
計額を記載してください。

減価償却資産の耐用年数
に関する省令により該当
する年数を記載してくだ
さい。

氏名又は名称を記載してください。

この「種類別明細書(増加資産・全資産
用)」について2枚のうち1枚目という
ようにページ数を付けてください。

該当する増加事由の番号を○で囲んで
ください。
1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受入れ
4. その他

次のような事項を記載してください。
(1) 課税標準特例適用資産又は非課税
資産については、その適用条項
(2) 短縮耐用年数を適用している資産
については、その旨の表示
(3) 増加償却を行っている資産につい
ては、その旨の表示
(4) その他、当該資産の価格決定にあ
たって必要な事項

3 種類別明細書記載例（減少資産用）

- (1) 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少した資産を記載してください。
- (2) 記載にあたっては、同封の『課税台帳兼評価調書』より転記してください。

※用紙は2枚1組(上部1枚→【提出用】・下部→【控用】)で
ノーカーボンとなっています。

同封の「償却資産種類別明細書（納税者用）」に記載の所有者コードを転記してください。

同封の「償却資産種類別明細書（納税者用）」から減少した資産の種類（数字のみ）を転記してください。

同封の「償却資産種類別明細書（納税者用）」から減少した資産の資産コードを転記してください。

カタカナ、英字（大文字）、数字で記載してください。（左詰め）

令和 7 年度										種類別明細書(減少資産用)									
所 有 者 コ ー ド										所 有 者 名									
G										株式会社 尾張旭商事									
行 番 号	資 産 の 種 別	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要				
					年 号	年	月				1 売 却	2 減 失	3 移 動	4 そ 他		1 全 部	2 一 部		
01	2		2 カップインサツキ	1	3	5	3	277889	10		①・2・3・4	①・2	〇〇会社へ						
02	2		6 カミオリキ	1	3	5	8	1285000	10		1・2・③・4	①・2	〇〇市〇〇町〇〇番地出張所へ						
03	6	10	クーラー	1	4	1	6	200000	6		1・②・3・4	1・②	当初取得価額40万円(数量2)のうち20万円(数量1)分減少						
04											1・2・3・4	1・2							
05											1・2・3・4	1・2							
06											1・2・3・4	1・2							
07											1・2・3・4	1・2							
08											1・2・3・4	1・2							
09											1・2・3・4	1・2							
10											1・2・3・4	1・2							
11											1・2・3・4	1・2							
12											1・2・3・4	1・2							
13											1・2・3・4	1・2							
14											1・2・3・4	1・2							
15											1・2・3・4	1・2							
16											1・2・3・4	1・2							
17											1・2・3・4	1・2							
18											1・2・3・4	1・2							
小 計				3				1762889											

注意 資産の名称及び規格等をカタカナ、英字（大文字）、数字で記載してください。（左詰め）

同封の「課税台帳兼評価調書」より取得年月を転記してください。

減少した資産の数量、取得価額を記載してください。
(注) 資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する数量、取得価額を記載してください。

ページごとに取得価額の合計額を記載してください。

氏名又は名称を記載してください。

この「種類別明細書（減少資産用）」について2枚のうち1枚目というようにページ数を付けてください。

- (1) 当該資産が減少した事由について、「1 売却」にあつてはその売却先の名称等を、「2 減失」にあつてはその減失の理由等を、「3 移動」にあつてはその受入先の所在地等を、「4 その他」にあつてはその減少の事由等を記載してください。
- (2) 減少の区分が「2 一部」に該当する場合には次の例のように記載してください。
- (例)
当初取得価額40万円（数量2）のうち20万円（数量1）分減少
- (3) その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。

4 評価額の計算方法

償却資産の評価額は、償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について下記のとおり一品ごとに算出します。

〔評価額の計算式〕

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価格} \times (1 - r / 2)$ $= \text{取得価格} \times A \text{ (注1)}$	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ $= \text{前年度評価額} \times B \text{ (注2)}$

r ……耐用年数に応じた旧定率法による減価率

(注1) 半年分の減価残存率で、下記の減価残存率表A欄の率です。

(注2) 1年分の減価残存率で、下記の減価残存率表B欄の率です。

※ 評価額は、資産を何月に取得しても初年度は半年分の減価償却を行います。

※ 以後、毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

※ この計算式は、参考までに示したもので、実際の評価計算は、電算システムで行いますので、申告の際には計算する必要はありません。

5 減価残存率表

耐用 年数	耐用年数に 応じた (旧)定率法に よる減価率 (r)	減 価 残 存 率		耐用 年数	耐用年数に 応じた (旧)定率法に よる減価率 (r)	減 価 残 存 率		耐用 年数	耐用年数に 応じた (旧)定率法に よる減価率 (r)	減 価 残 存 率	
		前 年 中 A 取得のもの ($1 - r / 2$)	前 年 前 B 取得のもの ($1 - r$)			前 年 中 A 取得のもの ($1 - r / 2$)	前 年 前 B 取得のもの ($1 - r$)			前 年 中 A 取得のもの ($1 - r / 2$)	前 年 前 B 取得のもの ($1 - r$)
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962
21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945				

6 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格（評価額）を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3ヶ月までの間、審査の申出をすることができます。

7 税額の計算方法

税 額 (100円未満切り捨て)	=	課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税 率 1.4%
---------------------	---	-------------------------	---	-------------

※ 償却資産の課税標準額（全資産の決定価格の合計額。ただし、課税標準額の特例の規定が適用される場合は、この金額から軽減額を差し引いた額）が、150万円未満の場合は、課税されません。ただし、免税点未満と判断される場合でも必ず申告書の提出は必要です。

8 納期

納税通知書は4月初めごろ郵送する予定です。

土地や家屋を所有している場合には、それらの納税通知書にまとめてお送りします。

また、年税額は、全納（全期分一括）か期別（4期に分けて）により納めていただくことになります。

なお、口座振替を希望される場合は、別途手続きが必要となります。

V 償却資産の業種別具体例と主な耐用年数

次の各々の表1、2、3に示されている資産はごく一部ですので、表に示されていないものについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1、第2、第5及び第6を参考に判断いただくか、管轄の税務署にお問い合わせください。

1 業種別の主な償却資産

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
事 務 系	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、椅子(15)、応接セット(8)、キャビネット(15)、ロッカー(15)、金庫(20)、コピー(5)、エアコン(6)、ファクシミリ(5)、パソコン(4)、その他
喫茶・飲食店	看板(10)、植栽(20)、食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、レジスター(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、エアコン(6)、その他
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、レジスター(5)、サインポール(3)、エアコン(6)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、レジスター(5)、エアコン(6)、その他
小 売 業	冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、レジスター(5)、自動販売機(5)、冷蔵庫(6)、エアコン(6)、看板(10)、その他
食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(10)、挽肉機(10)、冷蔵庫(6)、陳列ケース(6又は8)、電子秤(5)、レジスター(5)、エアコン(6)、その他
自動車修理業	旋盤(15)、プレス(15)、圧縮機(15)、測定工具(5)、検査工具(5)、舗装路面(10又は15)、その他
金属加工業	受・変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10)、圧縮機(12)、測定・検査工具(5)、その他
開 業 医	ベッド(8)、手術台(5)、レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不動産貸付業	金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、舗装路面(10又は15)、駐車場設備(10)、立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(15)、サイクルポート(10)、フェンス(10)、看板(10)、植栽(20)、物置(10)、屋外電気設備(15)、屋外給排水設備(15)、屋外ガス設備(15)、太陽光発電設備（家屋の屋根材となっている場合を除く）(17)、その他

() 内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。

2 資産種類ごとの主な償却資産

資産種類		内 容
第1種	構築物	門、塀、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む。）、屋外排水溝、貯水池、庭園及び緑化施設等の外構工事、その他土地に定着した土木設備等
第2種	機械及び装置	1 建物の所有者が施工した建物附属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものとに区分されますが（P19表参照）、次に掲げるものはすべて償却資産として取扱います。 (1) 生産事業（製造、加工、修理等）の工程上必要な設備（工場における動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用の給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等） (2) 受変電設備 (3) 建物から独立した諸設備（スポットライト、外灯等） 2 本来建物の一部として評価すべき建物附属設備や内部造作等を建物の所有者以外の者が施工した場合は、償却資産として申告してください。この際、分離課税申出書の提出が必要です。
	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、土木建設機械、その他各種産業用機械及び装置等
第3種	船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	構内用ブルドーザー、フォークリフト、台車、大型特殊自動車（登録ナンバー0、00から09及び000から099、9、90から99及び900から999の有無にかかわらずすべて） （注）大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税客体）の区別次に掲げる要件の1つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 1 農耕作業用自動車 最高速度35km/h以上のもの 2 農耕作業用自動車以外のもの (1) 最高速度15km/hを超えるもの (2) 自動車の長さが4.7メートルを超えるもの (3) 自動車の幅が1.7メートルを超えるもの (4) 自動車の高さが2.8メートルを超えるもの
第6種	器具及び備品	測定工具、検査工具、取付工具、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、陳列ケース、ステレオ、テレビ、エアコン、冷蔵庫等

3 建物附属設備における家屋との区分表

電気設備など建物附属設備における家屋との区分の主なものを掲げました。表中「家屋に含めるもの」であっても、本来家屋と一体となって家屋自体の効用を高めるための設備ではなく、生産用又は特定の事業用設備（例、水を大量に使用する化学工場の給排水設備）等は、家屋に含めず、償却資産として申告の対象となります。

また、「家屋に含めないもの」のうち、償却資産の要件を満たすものは申告の対象となります。

区 分	家 屋 に 含 め る も の	家 屋 に 含 め ない も の
電気設備	電灯コンセント配線設備、蛍光灯用器具、白熱灯用器具、電話配線設備、出退表示設備、呼出信号設備、自動車管制装置、盗難非常通報装置、インターホン配線設備、拡声器配線設備、電気時計配線設備、工業用テレビ配線設備、テレビジョン共同聴視設備、ナースコール設備、動力配線設備	自家用発電設備、受変電設備、ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備、中央監視装置、分電盤から外側の配線、電球、電話機、交換機、インターホン器具、マイクロホン、アンプ、スピーカー、ミキサー、親時計、子時計
給排水衛生設備	給排水設備（受水槽を含む）、排水設備、中央式給湯設備、衛生設備、セントラルバキュームクリーナー	屋外水道管、屋外排水管、独立煙突、配管のない瞬間湯沸器、独立した給水塔、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、補助釜槽及び煙突
ガス設備	ガス設備（配管、バルブ、ガスカラン）	メーターから外側の配管
空調設備	空調設備、冷暖房設備、換気設備、換気扇、天井扇、ベンチレーター	ルームエアコン
運搬設備	気送管設備、エレベーター、リフト、エスカレーター	ベルトコンベア設備、気送子
特殊設備	劇場用特殊機器、舞台、固定椅子、グリル、ルーバー、金庫扉、書庫扉	夜間金庫、文字看板、広告塔、集合郵便受け
屋外設備	鉄骨等の非常階段、ポーチ、テラス	物置、自転車置場
消火設備	消火栓設備、スプリンクラー	消火器、消火栓のホース・ノズル、避難器具
間仕切	容易に取り外せないもの	つい立て程度の取り外しの容易な簡易間仕切

4 国税との主な違い

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	暦 年（賦課期日制度）	事 業 年 度
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法を適用 ※法人税法等の旧定率法で 用いる減価率と同率	建物以外の一般の資産は、 定率法、定額法の選択制 〔定率法選択の場合〕 ・平成24年4月1日以降に取得 された資産は「定率法（200％ 定率法）」を適用 ・平成19年4月1日以降に取得 された資産は「定率法（250％ 定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得 された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半 年 償 却（1／2）	月 割 償 却
圧縮記帳の制度（注1）	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。
少額減価償却資産の 即時償却（注2）		
増加償却（注3） （所得税・法人税）	認められます。	認められます。
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	備忘価格（1円）まで
改 良 費	区 分 評 価 （改良を加えられた資産と 改良費を区分して評価する。）	原則区分評価 （一部合算も可）

（注1） 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

（注2） 租税特別措置法で、中小企業者等が平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得し使用する、取得価額30万円未満の減価償却資産については、当該取得の年度で必要経費に計上又は損金算入することができますが、固定資産税（償却資産）では課税対象資産となります。

（注3） 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定による増加償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行うことができます。この場合、税務署長に届け出た書類の写しを申告の際に添付してください。

問 い 合 わ せ 先

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地 1

尾張旭市役所総務部税務課家屋償却係

TEL 0561-76-8119(直通)

0561-53-2111(代表) 内線276・277



この冊子は、古紙パルプを含んだ再生紙を使用しています。